

『期間限定保育』についてのご案内

大阪市では、保育施設等の利用が保留となった1歳児を対象として最大で2年間の保育を提供する『期間限定保育』を実施します。

1 利用対象者

次の全ての要件 ((1)及び(2)) を満たす必要があります。

(1) 大阪市内在住の者で、令和8年4月1日時点で満1歳の児童であること (※1)

※1 児童の保護者のいざれかが、大阪市内に所在する保育施設等において直接雇用により勤務する、保育士、保健師、看護師、准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭であるときは、大阪市外在住の者でも利用可能

(2) 1次調整（令和7年10月1日～15日受付）の結果、利用が保留となっていること (※2)

※2 1次調整時に申込みをせず、2次調整時(令和8年2月6日受付締切)に新規申込みをする場合も利用可能

2 利用期間等

・利用開始日から満3歳となった日の属する年度の末日まで（1歳児から2歳児まで）(※3)

※3 満2歳となった日の属する年度の末日までの場合がありますので、下記の【実施施設一覧】でご確認ください。

・利用期間満了後は退所となり、その後も保育施設等の利用を希望する場合は、再度の利用申込みを行い、利用調整を受ける必要があります。なお、利用調整にあたっては、乳児保育所の卒園児と同じく、基本点数から6点の加算があります。

3 令和8年度実施施設、受入期間、募集人数等

【実施施設一覧】

施設名	住所	電話番号	受入期間	募集人数
しあわせいっぱい保育園 姫島	西淀川区姫島4-7-14	6711-4125	2年間	18人
城東よつばこども園	城東区鶴野西3-1-24	6963-0428	2年間	6人
ポピンズナーサリースクール 上本町	天王寺区上本町7-1-2	6467-4141	2年間	10人
なないろスマイル新高保育園	淀川区新高4-6-18	090-4031-1933	2年間	3人

4 利用申込

利用を希望される場合は、2次調整受付期間中（令和8年2月6日(金)まで）に、次に掲げる書類をお住まいの区の保健福祉センターに提出してください。

(1) 1次調整の結果、利用が保留となっている児童

- ・利用申込変更届出書（希望施設の変更）
- ・期間限定保育利用調整申込同意書

(2) 1次調整時に申込みをせず、2次調整時に新規申込みをする児童

- ・保育認定申請書兼保育施設・事業利用調整申込書及び必要な添付書類（※4）
- ・期間限定保育利用調整申込同意書

※4 必要な添付書類については、大阪市ホームページ「[令和8年度 保育施設・保育事業利用の案内について](#)」でご確認ください。

「利用申込変更届出書」・「保育認定申請書兼保育施設・事業利用調整申込書」の記載方法

- 『期間限定保育』の利用を希望 → 利用希望欄に「(施設名)・期間限定保育」と記載
- 「通常の保育」の利用を希望 → 利用希望欄に「(施設名)」のみを記載

＜例＞ 第1希望を「みなみ保育園」の「通常の保育」利用、第2希望を同園の『期間限定保育』利用とする場合

第1希望	みなみ保育園
第2希望	みなみ保育園・期間限定保育

必ず「期間限定保育」と記載してください

利用申込変更届出書(希望施設の変更)【記載例】

現在の申込み状況		変更後
第1希望	(きた保育園)	第1希望 (みなみ保育園)
第2希望	(にし保育園)	第2希望 (みなみ保育園・期間限定保育)
第3希望	(ちゅうおう保育園)	第3希望 (ひがし保育園)

5 その他

- ・『期間限定保育』は空き保育室等を有効活用するため、通常の保育利用の場合と環境等が異なることがあります。
- ・『期間限定保育』の保育料は、通常の保育利用の場合と同じです。
- ・当該施設における延長保育、休日保育等も利用の対象（ただし、実施している場合に限る）となり利用条件及び利用料は通常の保育利用の場合と同じです。
- ・利用期間中に、他の保育施設への転所または当該保育施設の通常の保育利用を希望する場合は、原則、利用調整において転所として取り扱いますので、基本点数に0.5を乗じます。

【お問い合わせ先】

利用申込・利用調整に関する問い合わせ（申込書類等の提出先）

お住まいの区の保健福祉センターにお問い合わせください。

上記以外の問い合わせ

大阪市こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（大阪市役所地下1階）

環境整備グループ TEL：06-6208-8109 FAX：06-6202-9050

期間限定保育の詳細・様式は大阪市こども青少年局ホームページにも掲載しています

<http://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000670686.html>

